特　集

# 日韓国交正常化50年を超えて

**浅野豊美**
（早稲田大学）

今年は、第二次大戦後70年と、日韓国交正常化後50年の重なった、誠に記念すべき年であった。しかし、日韓関係の方は近年まれに見る相互不信状態が続いている。お互いの関係がどこに向かおうとしているのか、両国の政策に影響力のある人々は方向感覚を失い、一般の世論の動向は最悪という数字が出されている。混迷は深まるばかりに見える。

こうなってしまった原因がどちらにあるのか、「慰安婦」問題と領土問題をめぐる応酬の中で、相手方にあるとする言説が、どちらの側にも渦巻いている。その背後には、台頭する中国に対する距離感の違いという、より構造的な原因が存在していることは確かであろう。韓国から見れば、日本は日米韓3国の連携を強調することで米中関係に不必要な波風を立てようとしている存在に見え、その一方で日本からみると、韓国は既に経済の次元で半分軸足を中国に置いているがために、中国の台頭に伴う国際社会全体の安全保障環境の変化に無神経な存在と見える。

しかしながら、こうした状況であるからこそ、歴史を振り返った両国関係の検証には、世の中の大いなる期待が向けられている[(1)]。今年を体験した特集担当者の感想を先に述べさせていただき、その後に本特集号に収録された論文の紹介を行いたい。

第一に検討を要すべきは、歴史問題を外交・安全保障との間で、従来のやり方のまま、いわゆる分離して管理することが可能かという問題を正面から取り上げることの必要性である。特集担当者はかつて、村山談話が出された政治的背景を宮沢喜一内閣に象徴される自民党リベラル派の歴史問題への新しいアプローチにさかのぼって論じた[(2)]。そこで明らかになったのは、歴史問題を外交から分離することの国内政治的な理由であった。つまり、「歴史を踏まえた国際交流」が宮沢内閣時代に新しいコンセプトとして打ち出されるにあたっては、戦争の加害責任に向き合うべく国民全体のコンセンサスをいかに調達するのかという問題が、すでに1992年の段階から指摘されていた。しかし、それに基づいて宮沢内閣の「謝罪」や河野官房長官談話が提出されると、それに比例して国内からの批判は強まっていった。そして1994年6月末の3党合意によって成立した村山政権が打ち出した村山談話や、それと併行して実行に移された平和友好交流計画に対する国内からの反発に対応して、歴史問題を外交から分離するというアプローチが起動し始めたのである。

この戦後50年を迎えようとしていた1990年代は、実は、国交正常化後、25年を過ぎ30年を迎えようとしていた時期でもあった。つまり、正常化後の50年は、1990年初頭を境目として、2つの時期に分けられる。現代へと至る分水嶺に当たる1990年代半ば、村山談話が出され慰安婦への方々への償い事業のためのアジア女性基金が設立され、各種の批判が国内の左右から、そして国外から提出されたのは、この時期ということができる。こうした国内外各層からの反発や批判を受けて、実際の政策が結実していった方向こそ、歴史問題を外交・安全保障と切り離すことであり、そのための場として歴史の共同研究も行われ来たことは周知の事実である。

つまり、日韓の外交当局、もしくは学者や専門家が、実際に今まで努力してきたのは、国交正常化後の前半・冷戦の時代にあっては、玉虫色の枠組みを作り国内での問題として封印をするという方向性であった。と同時に、国交正常化後の後半・冷戦後の和解と協調の時代にあっては、歴史問題を外交と分離することであり、その象徴が日韓の歴史共同研究の試みであった。

しかし、90年代から更に20年以上を経た現代から振り返る時、その成果は思わしいものではなかったといわざるを得まい。共同研究は、教科書に共同研究の成果を反映させるべきかどうかという問題、および、その教科書の中に領土問題や慰安婦問題をいかに記述すべきかという問題をめぐって困難な状況に直面したままであるし、国交正常化50年を迎えた今年は、領土問題と慰安婦問題で両国の関係は本質的に冷えきっており、しかしながら、外交的な縫合がかろうじて続けられ、いつまた火を噴くのか、長期的な方向性には欠けたままの状態に過ぎない。

そもそも、国民が国家の主人公であるという大前提の上で、国民を作るための装置として義務教育があり、教科書という制度がそのために存在している限り、外交においても、文化面での施策がきちんと両国の政策の中に協調して盛り込まれない限り、歴史問題を外交から切り離すことは出来ないといえるのではなかろうか。世論の注目を浴びる領土や慰安婦問題によってマスコミ・世論が盛り上がり外交当局が批判を浴びる状況となって外交・安全保障上の枠組みが機能しなくなり、その深刻な状況がしばらく続いて、再び、外交当局が何とか枠組みを作る。こうした状況を、これ以上繰り返さないための枠組みをいかに構想したら良いのか、研究に対する社会的な期待は大きい。

この地域の歴史を振り返って考えれば、日韓含め東アジアの国民国家というのは、全く異なる歴史に立脚するものの、国家の側が上から国民を組織してきたという共通性を有する。つまり、市民社会が自律的に形成されては来なかったという点で、社会自体が極めて人工的な側面を有しており、西欧で見られたように、市民社会が組合や教会を拠点にじっくりと生まれ、それが革命を起こして王様から主権を奪い取ったのではない。

国家主導によって自国史や共通語が人工的に作られて、それが国民を上から形成してきたのである。そのにがい延長に現代がある。市民交流や学者の対話にばかり歴史問題を任せきるのではなく、国内外の文化政策を国際的に協調する方向での政策対話の場を、相手の土俵やこちらの土俵とは切り離して、別個に作っていくことこそ、政府主導の地域作り（そのためには政府にのみ任せきりにはできないことも当然である）のメインに据えられてしかるべきなのではないか、個人的にそんな思いを禁じ得ない。

第二に、主権を有するはずの、国民という集団を考える上では、その国民集団に暗黙のうちに共有された感情や規範があって、その上で普遍的な価値や理念が機能しているに過ぎないことを、政治の場で価値や理念に言及するにあたっては最低でも意識する必要があろう。言い換えれば、理念や制度としてのみ民主主義をとらえるのではなく、それが実際に機能しているお互いの社会のダイナミズムや構造に目を向けることが必要である。民主主義という制度や理想が、国民感情やナショナリズムといかに結合しながら、実際に機能しているのかを把握する必要がある。今年の6月に開催された日韓の済州島会議においては、ある韓国側の司会の先生が、「過剰民主化」という概念を提出していた。それを拝聴しながら、民主主義は国民という集団の中で初めて機能するという点に改めて思いをはせた。少数者が十分に意見を尊重され、多数者がゆずり説得され、最終的に、多数決によって物事が決定される。民主主義的決定を言論の自由の上に機能させていくために、国民という感情的集団は不可欠である。

国際会議では、お互いに面と向き合っているがために、ある程度抑制をきかせつつ、相手の立場に配慮しつつ真剣な議論を学者同士の次元では展開することができる。しかし、いざ、今度は日本人だけ、韓国人だけの議論の場となって慣れた母国語を使いつつ、さらに言論界の方々も交えて「内輪」の討論をはじめると、とたんに、議論のスタイルが変わってしまうことが往々にしてある。どんな集団でも、集団が集団であるためには、集団全員に共有されている慣習・規範・感情があるためであろう。「良き国民」であれば、このように行動しなければならないという暗黙の（理性的規範）は、国民感情が摩擦しはじめると、国内の言論の自由を脅かす存在ともなりかねない。日韓双方で程度の違いはあろうが、個々の国民の言論を制約している状況を、「本音」ベースで聞けたことは、非常に有益であった。

しかし、より重要なのは、言論を制約しかねない国民史の摩擦状況と、それを支える悪しき国民感情の負のスパイラルを、ともに乗り越えていくためにどうしたらいいのかという問題である。単なる分離ではない、文化協調政策的な新しい枠組みが求められているのではなかろうか。それは互いの国民感情をコントロールするに十分な共通の理性の制度化という方向を向くことであろう。

また、世代交代に伴う民主主義の質の変化も、この社会的ダイナミズムのひとつである。戦後50年に際しては、村山元首相はじめ、亀井静香、梶山静六、野中広務という戦争経験者が政権の中枢に座っており、自民党を内部でまとめる働きをした。戦前の「軍国主義」への反省の上に日本の戦後民主主義が花開いてきた過程を肌で体験した世代が社会の主流を占めていたからこそ、暗黙の中で、こうした厳しい時代につちかわれた個々人のモラルや規範というものが、政党やイデオロギーの垣根を越えて、制度としての民主主義を支え、また国民感情の重しとなって負のスパイラルを免れたといえるのではなかろうか。

それに対して、今の時代に主流となりつつあるのは、民主主義以外の政治体制を体験としては知らない世代であり、戦争や植民地支配については教科書の上で学ぶか、上の世代の肉親や教師の心の中に焼き付き選択された記憶に接したことを通じて、歴史認識を形成した世代である。印象論で申し訳ないが、アメリカという虎と、帝国日本という豹がまじわって、生まれたのが、戦後日本というレオポンであったのではないかと思うことさえある。致命的なことに、レオポン同士では、もはや次の子供を残すことができない。あばれる若い世代のネトウヨによる自国礼賛や、逆の信条的反国家主義言説のようなものに接すると、私はなぜかレオポンを思い出して悲しくなる。

要するに、民主主義を継承する制度を社会の中に組み込み、それを何世代にも亘って機能させるための仕組み（その中には教育制度も、公文書館も、近隣国との了解の上に展開される国際的イベントや儀礼も含まれ、世代を超えた機能が試されなくてはならない）を我々はまだ十分に世代を超えて検証された形で有してはいない。このことが戦後70年という3世代にまたがる時間の幅の中で、外交・安全保障の枠組みをも揺るがせているのが、今日の我々の生きる時代なのではなかろうか。前述したところの、内外の文化政策に関する国際協調の必要性もここにある。日韓の国交正常化が行われた際に、何とか縫合しただけの政府間関係に、さまざまな亀裂が生じ、その枠組みが足元の社会的変化によって揺さぶられている今日、戦後70年という大きな時間が持っている重みに対して、それを単なるお題目としてやり過ごすだけではなく、しっかりと内外の垣根を越える政策に結びつけるに足る力量が求められているのではなかろうか。

本特集に収録した論考の位置づけを簡単に紹介させていただきたい。

吉澤文寿論文は、日韓国交正常化以後に韓国国内で制定された国内法に、研究史上初めて本格的な光を当てたものである。今までの請求権交渉をめぐる通説的理解に大いなる一石を投じるものであろう。その要点は、韓国の側が請求権の法的定義とその実際上の把握を、対日本との交渉の場と、対国内の行政の場との間で、使い分けていたことを明らかにした点にある。日韓交渉の場では韓国国民の精神的な損害を含め、主に韓国国民が有するはずの、未払給与や郵便貯金・公務員恩給・韓国人の所有した株式、そしていわゆる強制連行に伴う精神的被害を含む「その他の請求権」が議論されたわけであるが、今度は。国内で、韓国政府から韓国国民に、いかなる法令とそれに基づいた実際上の手続きによってそうした請求権が代価として払い戻されたのか、その過程を論証している。今まで光が当たらなかった分だけ、研究視野の地平を一気に拡大させてくれることであろう。

金恩貞論文は、「相互放棄」と「相殺」を着目点に、前者が1952年の早い段階から外務省が唱え経済協力と抱き合わせで構想されていたことに注目し、それを大蔵省が唱えていたところの、個人請求権に国家が干渉せず個々の解決に委ねようとした「相殺」と区別して論じたものである。外務省のアプローチは、実際に1965年に実現する正常化枠組みの最初の起源と位置づけられているが、これは既に他で指摘されてきてはいたものの、

あまり世間的注目を浴びていなかった問題に、あらためて光を当てた論文といえよう。請求権に関しては、初期の韓国側の想定していた金額と、日本側が相互放棄プラスアルファーとして用意していた法的論理が、紆余曲折を経て最終的に実現していったということができるが、その芽が実は最初からあったことがより詳細に明らかにされたと言えよう。

出石直論文は、経済協力の枠組と切り離された個人請求権が、国交正常化の際に政府間で結ばれた「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」によって、「完全かつ最終的に解決された」はずでありながら、様々な異議申し立てにさらされている過程を、過去と現在と未来にまたがって論じたものである。個人請求権が、実は、いかなる過去の日本国内法令や動員実体に根拠を有するもので、この日韓政府間協定後の韓国国内法や、日本と米国の裁判所で、どのように処理されてきたのか、中国人連行者をめぐる訴訟と合わせて包括的に取り上げ、近年の動向にも言及している。日本企業の対応と、その法的論理の抽出は、今後の展開を考察するために不可欠な材料を提供しているといえる。

池田慎太郎論文は、国交正常化以後50年の中で、主に前半期に活動したいわゆる親韓派議員達の政府内政治に焦点を当てたものということができる。日韓両政府の間で請求権や領土問題を封印した後に、親韓派の議員達がめざしたものは、むしろ北朝鮮との間との正常化であったこと、90年代初頭に登場する三党合意の背景にこうした自民党と社会党をまたぐ人脈が存在したこととが分かるであろう。また、請求権問題はこの正常化以後の四半世紀にあっては、完全に韓国の国内問題として処理されていたことが間接的に示唆されている。

(1) 歴史問題を通常の外交から切り離すという朴大統領の決断が春にあったことですこし明るい兆しが広がった時期、「史上最悪」と呼ばれる状態にもかかわらず、春から夏にかけては日韓双方で各種の国際学会が開かれた。特集担当者も6月17日から2日間、韓国の済州島で開かれた国際シンポジウムに参加する機会を得た。関係者の皆様に深く感謝申し上げたい。以下が、その成果物として発行されている。木宮正史・李元徳編『日韓関係 1965-2015 Ⅰ 政治』(東京大学出版会、2015年)、及び、安倍誠・金都亨編『日韓関係 1965-2015 Ⅱ 経済』(同、2015年)。また、磯崎典世・李鍾久編『日韓関係 1965-2015 Ⅲ 社会・文化』もまもなく出版予定である。筆者も、独立運動や義兵闘争弾圧に由来する「政治的請求権」が既に交渉過程で取り上げられたものの、「法的請求権」のみに絞ることが日韓で合意されたものの、両請求権概念にそれぞれ何が対応するのかをめぐって応酬があり、「相互放棄」に帰着する過程、その封印が解かれていく時期区分と力学を論じた(浅野豊美「民主化の代償――「国民感情」の衝突・封印・解除の軌跡」同『日韓関係 1965-2015 Ⅰ 政治』349-370頁)。

(2) 浅野豊美「第1章　歴史と安全保障問題・連環の系譜――戦後五〇年村山談話と戦後七〇年安倍総理訪米」木宮正史編『シリーズ日本の安全保障(全八巻)第六巻　朝鮮半島と東アジア』岩波書店、2015年、15-44頁。また、同じ1990年代を対象にして、それにさかのぼる全斗煥政権以来の教科書問題の動向をも実証的な分析対象に取り込み、歴史共同研究プロジェクトの体験も踏まえて時期を扱った大作(木村幹『日韓歴史認識問題とは何か――歴史教科書・「慰安婦」・ポピュリズム』ミネルヴァ書房、2014年)が既に出版されている。個人的な事情からその成果を十分に取り込むことが出来なかったことは遺憾なことであった。